

経過の紹介であり、それへの私の問題意識のかかわりあいかたについての報告である。

I 私の問題意識

1. 戦後自作農制の荒廃過程が深まりつつあり、それが日本經濟じたいを蝕みつつあるとき、いま、われわれが求めなければならぬことは、その荒廃のなかになお如何なる発展の可能性が将来に向つて芽ばえつつあるのか、そしてそこからどのような農業再編のための法則性を引きだしてくるか、ということであろう。

2. 一方で労働力破壊的（→土地破壊的）農法の進展。

「米自給」「麦輸入」という食糧供給の基幹体系（昭和二八年M S A 農政起点）→生産の単作化（「施設型」「土地利用型」の分裂）→機械化・化学化・省力化→農業就業率低下・土地利用率低下。つまり戦後農業の跛行的・退行的発展。

3. 他方で労働力自立化（自家労働評価）の一定の進展。強成長政策のもとでの農工不均等発展、格差構造の強化を条件として。

- (1) 昭和二〇年代 II 犁耕段階 II 年雇労働基準。
- (2) 昭和三〇年代 II 耕耘機（ロータリー）耕段階 II 農業日雇労働基準。
- (3) 昭和四〇年代 II 中型トラクター耕段階 II 一般的臨時雇労働基準。

「豊原調査」はわれわれ十二名（後掲）の共同調査である。したがって、そこには十二個の問題意識が盛込まれている。山登りとしていれば、いまわれわれは漸くその三合目あたりにたどりついたにすぎない。だから本日の報告は、調査結果の報告というよりも調査

報告

「豊原調査」の経過と課題

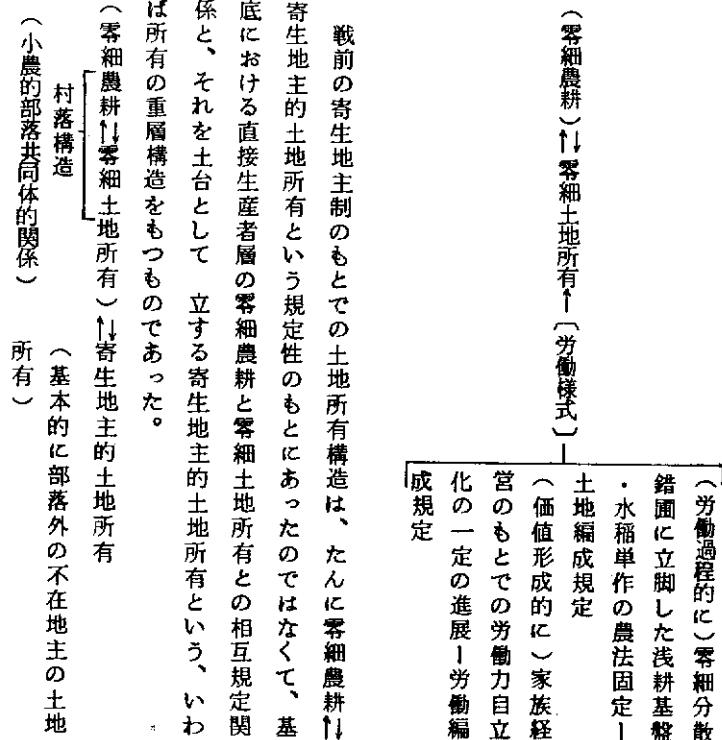
—「個別農家の歴史」とくに「養治日誌」をめぐつて—

磯辺俊彦（農業総合研究所）

「豊原調査」は漸くその三合目あたりにたどりついたにすぎない。だから本日の報告は、調査結果の報告というよりも調査

荒廃と労働力 II 人間の自然力の荒廃との結合進展との引換えでの勞

効力「自立化」の一定の進展という奇妙な関係。そのような戦後農業の「近代化」過程。」の基本点は、戦後自作農制が戦前から引継いだ、零細農耕と零細土地所有との相互規定性に求められなければならぬだろう。かかる所有形態の具体的なありかたは、「労働様式」（そこでの個人性と集団性との相互的な規定関係）に統合されるものとして捉えられる（拙稿「戦後自作農制の土地問題」「農業経済研究」四四巻四号）。



それゆえ、われわれが当面している課題は、この直接生産者層の「労働様式」に規定された土地所有構造に焦点を合わせながら、土地所有論と農法論とを、いかに歴史具体的に統合して把握していくか、ということである。

II 以上の視点をどう調査方法論に反映させていくか

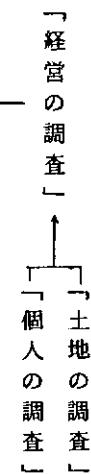
われわれが調査対象としたのは、酒田市市街地から東北一〇キロの豊原部落（現酒田市、前飽海郡本楯村）である。農家一二二戸、非農家一戸。庄内平野のごくありふれた水田单作のむらである。

われわれの研究会のメンバーの一人、大場研究員がこの豊原を訪れて調査接触を始めたのは昭和二九年であった。その蓄積のうえに、昭和四四年以降の基礎資料整備などの準備期間を経て四七年から「庄内農業の展開と村落構造の研究」と題した共同調査を開始した。

2. 調査の経過

戸数二〇余戸の小部落を対象にしているとはいえる、この共同調査はその立体的な深さにおいて、かなり大規模なものとなつた。部落の全宅地・全耕地を一筆毎に追跡した所有・耕作関係の移動調査は、明治初年までさかのぼつて千筆をこえた（「土地の調査」）。部落の全家族員の職業移動を追跡した履歴調査は、先代・先々代にまでさかのぼつて六百余名に及んだ（「個人の調査」）。この「土地の調査」と「個人の調査」を基礎過程調査として位置づけ、この両調査を統合していくために部落全戸について詳細な「農業経営の調査」を過去にさかのぼつて行った。これらの調査の過程で当然に諸局面における農家相互の関連がうかびあがつてくる。それは、そのとき

どきにおける村落構造のありようを指示するものであろう。こうした論点の展開と構成を確認していくために、部落にかかわる諸々の「組織の調査」および「周辺部落の調査」をも実施した。



←

「組織の調査」

「周辺部落の調査」

この調査過程で、農家・部落から提供された記録文書の類は、主なもの、例えば土地売買証文などを一農家一冊などに整理して、計百五十余冊に達した。これらの調査結果、文書類の整理・分析はまだ完了していない。いま実施しつつある作業は、これらの資料を消化しつつ、明治から現在にいたる農家百年の歴史を一戸一戸について描き出していくことである。それは非農家、離村し消滅した農家をも包括することによって部落百年の歴史を描き出すことにもなる。われわれは、これを「個別農家の歴史」として刊行する予定である。

こうした調査をすすめるなかで、われわれは「善治日誌」を入手することが出来た。

III 「善治日誌」をめぐって

「善治日誌」は豊原に生きた後藤善治の、明治二十六年（十五才）から昭和九年（五七才）まで、四〇余年にわたる生活の記録である。善治は同部落の勘助家（中層下位の自小作農）の次男として生れ、

当時の義務教育年限である小学校四年卒業後、高等科に進んだが、一年在学中に家庭の事情から中途退学し、十七才まで自家農業に従事したのち、むら内の作助家、市十郎家、および丹蔵家の若勢をつとめ、明治三七年九月、丹蔵家に婿養子となつた。丹蔵家も、むらでは中層下位の自小作農であり、明治十一年に分家して二代目の家であった。当主与蔵が大正十四年隠居して善治は当家の親方となり、昭和十三年に善治は六〇才で没する。そのとき丹蔵家は、水田経営反別三町六反、貸付地一町一反をもつ自小作兼地主の上層農家となつていた。

「日誌」はこの間の善治自らの行動を、その日の天候の詳細な記述とともに、書きとどめている。その記述はすぐれて厳密に記号化されているのでその用語の変化から作業内容の変化を伺い知ることが出来るほどである。またその記述は原則として善治個人の行動にまびしく限定されている。それは彼が若勢のときから親方となる間に貫して変わらない。さらに、感情の起伏はつとめて抑えられる。彼の生涯の間に直面した幾多の家庭的事件その他も、すべて彼のとった行動に即してのみ記録されている。このような「善治日誌」のもつ記号性、個人性、客觀性、（解題2はそれらを「日誌」の日常性と主体性のかかわりとしてとらえている）、そこで歴史性、がわれわれの研究にとってのすぐれた素材であり、他の農家の「農家史」を作りあげるうえで貴重な基準となるものであることは明らかであろう。そこで、われわれは、「個別農家の歴史」の刊行に先立つて、以下の九篇の「解題」を附して「善治日誌」全文を複製刊行

することとした。

解題1 「善治日誌」の周辺（宇佐美繁）

2. 「日誌」にみる日常生活の形式と主体（川口謙）
3. 明治農法の導入過程（大場正己）
4. 家族協業と若勢の労働編成（豊田隆）
5. 休日の社会慣行（陣内義人）
6. 若勢連中の世界（宇佐美繁）
7. 米賣出し業の営業形態と性格（武田勉）
8. 耕地整理を画期とする土地編成の展開（磯部俊彦）
9. 「善治日誌」の用語解説（杉山茂）

IV 「善治日誌」解題にみる若干の論点

1. 明治二〇年代後半における馬耕の導入と部分的な乾田化の進展は、春耕から秋耕への繰上げ、苗代作業の集約化をもたらし、さらに全面的な耕地整理の実施（大正二～三年）を条件として整地過程の精緻化をもたらした。それは一般的に労働集約化の進行であり反収増大を条件づけた。かような耕耘整地過程を中心とする春作業の農法的変化、つまり明治農法のその面での定着は大正中期と目される（解題3）。

2. かかる農法変化のもとで、若勢の作業体系は、明治期と昭和期とを比較したときに、なおその骨格は変わらない。春作業集約化のなかで若勢はその管理的作業には基本的に関与しないからである。しかし、秋冬作業の面では、脱穀調整の省力化・外部委託化とともに若勢労働の後退がみられ、代って収穫加工が副業的に増加していく。

若勢の年間雇用の必然性が、そのかぎりで後退していくのである（解題4）。

3. かかる若勢の地位の微妙な変化は、休日慣行の変化と併行して進展する。明治期に休日慣行は若勢の仕事日を規制していく年雇経営の親方と若勢の関係を表現するものであり、それが生家で働く若衆をも規制していた。一定の家族内分業を前提として、馬使い、山草刈りなどその作業担当者が「馬造り」「山伊勢講」などの休日会食に参加する。家のなかでの序列に関係なく、いわば部落横断的に、そうした個々の労働過程に即した組織が形成されるのである。だが、大正八年「二福会」の結成は、かかる横断的組織に楔を打ち込む転機をなした。二福会は十六才以上のあととり集団である。そこで家の序列が部落の内部組織に意味をもつて登場してくるのである。それが農法変化、若勢の地位変化に照応する過程であることは明らかであろう（解題五、六）。二福会はのち事実上「農業実行組合」に吸収されていき、また「戸主会」「農業会」の結成など、いわば家秩序を核とした部落組織の再編が昭和恐慌を経て戦時体制の基盤として自らを据えていくことになるのである。いわば「家」秩序の体制化。そこで部落の変質。

4. 他方で、耕地整理がもたらした「なわのび」の消滅としかも小作料の据置とは当然に小作争議を激化させる。「日反別ニ旧渡口米ニ直シテ貰フコト」がその眼目であった。その背後に農法体系の変化と部落組織の変質が進行していくことが重要な点である。新らしい技術水準は、結果として新らしい「村並み小作料」水準に到達

する。そのもとで過分の小作料を收取しようとする「非道ノ地主」は排除されねばならないが、他方で應當な小作料をとる「仁道ノ地主」にすら完納できない零細農は「無礼ノ小作人」として処分されねばならない。部落關係における生産力競争の進展。基本的に農民層の相互保証關係としての小作権の、耕地整理造成過程に基づづけられた形成はその表示であろう（解題8）。

5. こうした一面での「家」秩序の体制化と他面での一定の生産

力競争の進展との二面性が、戦前の到達点としてのむらの様相であった。昭和期は、あるいみでわれわれの知る部落をいわば典型的につくりだしていくのである。それは、農民層分解の一環の固定化の徵候を示唆している。上層の自小作前進から地主化への動き、下層の滞留・停滯化の状況がそれである。若勢供給層の下層民II被救恤層への固定化——その対策としての「勤納初穂米積立」とその貸付の実施（昭和四年）。かかる滞留化の条件として、とくに明治期に盛行した「米の賣出し」「薬加工品集荷」「売薬」「酒小売」等々の小営業が大正期に入つて基本的に成立しえなくなつていったことをあげなければならない。それらはたんなる現代的兼業ではない。そのもとで小営業と農業とは併進拡大されたのである。丹蔵家が分家から身をおこして、むらの上層農におきあがっていくのも、「米の買出し」によってであった。かかる小営業の広汎な存在は明治期における零細農前進のテコであった（解題7）。これら小営業的前進の閉塞が昭和期の暗さを一段と特徴づけるのである。

こうした戦前期農民層の二面的性格が、戦後自作農制の性格を規定するものとなつていくことを、われわれは見ていかなければならぬ。

定するものとなつていくことを、われわれは見ていかなければならぬ。

V 刊行予定

1. 「善治日誌」（五一年三月）

2. 「個別農家の歴史」

3. （「個別農家の歴史」解題・総括）

VI 豊原研究会メンバー（五十音順）

相川良彦 磐田俊彦 宇佐美繁 宇野忠義 大場正己
金井晃一 金子つる 川口 諦 陣内義人 杉山 茂

武田 勉 豊田 隆